

ケアハウス ひまわり

運 営 規 定

施行日	平成14年	4月	1日	
改正	平成14年	11月	1日	
改正	平成17年	10月	1日	
改正	令和	1年	6月	1日
改正	令和	3年	4月	1日
改正	令和	5年	1月	1日
改正	令和	6年	4月	1日

社会福祉法人本荘久寿会

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人本荘久寿会が設置するケアハウス ひまわり（以下「当施設」という。）の運営規程について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、利用者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 当施設の管理運営については、高齢者の特性に配慮した程好い住居を提供し利用者の自主性尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害時緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

第 2 章 施設 の 名 称

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス ひまわり
- (2) 所 在 地 秋田県由利本荘市西目町海士剥字御月森1番地
- (3) 連 絡 先 電話番号 0184-32-1133

(利用者の定員)

第 4 条 当施設の利用定員は15名とする。

(利用者の資格)

第 5 条 当施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。ただし、夫婦の場合は、いずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身体機能の低下が認められ、または高齢のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居できない者及び自炊等に困難・不安がある者
- (3) 伝染病患者及び精神的疾患を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者
- (4) 介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者
- (5) 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、またそれらを合算したものが国の定める額以下で、所得の利用料が負担できる者
- (6) 確実な保証能力を有する身元引受人がたてられること

(利用料等)

第 6 条 当施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

2 利用料の内訳は以下の通りとする。

- (1) 事務費負担金
- (2) 基本利用料金（生活費）
- (3) 管理費（家賃）
- (4) 冬期負担金（暖房費）※11月から3月までの期間徴収
- (5) その他の利用料金（居室にて使用する電気料金）

3 利用料金算定に関しては、別途定める「ケアハウスひまわり利用料金算定基準」に従って算出するものとする。

第 3 章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第 7 条 当施設には次の職員を置く。

- | | | |
|-----|-------|------|
| (1) | 施設長 | 1名 |
| (2) | 生活相談員 | 1名 |
| (3) | 介護職員 | 1名以上 |
| | 合計 | 3名以上 |

(職務)

第 8 条 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指導監督し、施設の業務を統括するものとする。

- 生活相談員は、入居者の快適な生活を支援するため、専門的な業務に当たるものとする。
- 介護職員は、利用者の援助を行う。

第 4 章 入居及び退居

(入居の申込み)

第 9 条 当施設への入居希望者は、利用申込書（別紙 1）を提出しなければならない。

- 当施設は利用申込みがあったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第 10 条 入居希望者の調査は、本人及び身元引受人との面接により行うものとする。

- 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取するとともに、健康診断書（別紙 2）の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
- 前項の調査の結果、入居を認めた者に対しては、入居を承認する旨を、また、入居を不相当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第 11 条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- 入居契約書
- 身元保証書（別紙 3）
- その他、施設長が特に必要と認めた書類

(利用者台帳等の整備)

第 12 条 利用者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(個人情報保護)

第 13 条 従業者は、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報の取り扱いについては、法人が別途定める個人情報保護に関する諸規程に基づき取り扱うものとする。

(退居)

第 14 条 利用者は退居しようとするときは、退居届（別紙 4）を提出しなければならない。

(死 亡)

第 15 条 施設長は、利用者が死亡したときは、身元引受人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取消し)

第 16 条 施設長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、入居を取り消すことができる。

- (1) 不正または偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき。
- (3) 日常の起居活動に介助を必要とし、当施設での生活が著しく困難と認められるとき。
- (4) 身体的または精神的疾患若しくは欠陥のため、当施設での生活に著しい支障をあたえる恐れがあると認められたとき。

第 5 章 利用者に対する処遇

(基本原則)

第 17 条 利用者の処遇については、老人福祉法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(相談・助言)

第 18 条 利用者に対しては、親身になって各種相談に応じるとともに、適切な助言を行ない、必要に応じて行政や指定居宅サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食 事)

第 19 条 利用者に対して毎日三食、適した食事を提供するものとする。但し、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくともよいこととする。

- 2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行ない、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意する。

(入 浴)

第 20 条 入浴は、利用者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

- 2 シャワーは利用者が常時使用できるよう配慮する。
- 3 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

(共同援助)

第 21 条 利用者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

- 2 利用者が病気等で介護者が必要となった場合には外部の指定居宅サービスが受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は利用者の個人負担とする。

(保健衛生)

第 22 条 利用者の定期健康診断は、年 1 回以上行い、その記録を保持する等日常における健康管理に配慮することとする。

- 2 利用者の健康保持に当たっては、特に高齢者特有の疾病の防止に努めるものとする。
- 3 利用者に対し随時保健衛生知識の普及を行うものとする。

第 6 章 利用者の規律

(入居者心得)

第 23 条 施設長は、利用者が守るべき入居心得（別紙 5）を利用者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(心得の遵守)

第 24 条 施設長は、当施設の円滑な運営を図るため、利用者が入居心得を遵守し、当施設の諸行事等積極的に参加協力するよう指導する。

(外出及び外泊)

第 25 条 利用者は、外出及び外泊しようとするときは、外出簿又は外泊簿に所要事項を記入し、届け出るものとする。

(来訪者)

第 26 条 利用者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。

(健康保持)

第 27 条 利用者は、常時自らの健康保持に努めることとし、当施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

(環境整備)

第 28 条 利用者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、当施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第 29 条 利用者は、入居後の身上に関する重要な事項に、変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第 30 条 利用者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(室内の工作)

第 31 条 利用者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(損害賠償)

第 32 条 利用者は、故意又は過失によって施設（設備又は備品）に損害を与え、或いは無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状に回復する責めを負わなければならない。

第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 33 条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出に関する計画を定め、定期的な訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、利用者が常に防災に心がけるように指導しなければならない。

(業務継続計画の策定)

- 第 34 条** 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の態勢で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止の為の措置)

- 第 35 条** 施設は、当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。
- 2 施設における感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね六月に一回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 3 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 4 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(火気取締)

- 第 36 条** 施設長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。

第 8 章 夜間等の管理体制

(隣接施設の協力)

- 第 37 条** 施設長は、利用者等の安全と緊急時に対処するため、隣接する関連施設（宿日直常勤）の協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応できるよう万全体制を講ずるものとする。

第 9 章 虐待防止、身体拘束、その他

(虐待防止について)

- 第 38 条** 施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。
 - (2) 成年後見制度の利用を支援する。
 - (3) 虐待防止のため対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (4) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (5) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
 - (6) 当事業者または居宅サービス事業者、及び介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束等の禁止)

第 39 条 施設は、サービス提供に当たり、利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 施設は、やむを得ず身体拘束等行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 40 条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されるための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第 10 章 雑 則

(地域社会との連携)

第 41 条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるように配慮しなければならない。

(改 正)

第 42 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人本荘久寿会の理事会の承認を得て定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。